

凍豆腐品質表示基準の一部改正について（案）

平成18年1月26日

農 林 水 産 省

1 趣旨

「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成17年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、凍豆腐品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1645号）について、所要の見直しを行う。

2 内容

凍豆腐は消費者の使用頻度の高い食品であることから、品質表示基準による名称・品質の標準が必要であり、その製造・流通実態を踏まえ、

(1) 用語の定義において、種々の形状に切断したものや粉末状のものが含まれることを明確化する

(2) 「名称」について、地域による呼称の違いを踏まえ、現行の「凍り豆腐」に加え、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」と記載できることとする等の改正を行う。

なお、凍豆腐は、名称からの製品概念が消費者にとって明確であり、類似の製品を誤認する懸念がないことから、加工食品品質表示基準第4条第1項第1号ただし書による名称規制の対象から削除する。

凍豆腐について

1 品質表示基準制定等の経緯

昭和48年 6月	凍豆腐のJAS規格制定
昭和48年 6月	凍豆腐品質表示基準制定
平成12年12月	加工食品品質表示基準の制定に伴い、新しく 凍豆腐品質表示基準制定 (旧基準廃止)
平成15年 3月	凍豆腐のJAS規格廃止

2 生産状況

生 産	凍豆腐の生産量の推移	
	単位：トン	
	年度	生産量
	12	9, 6 6 6
	13	9, 7 7 5
	14	9, 6 1 4
	15	9, 9 8 4
	16	1 1, 3 7 0

凍豆腐品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1645号）一部改正新旧対照表

改	正	案	現	行
凍り豆腐品質表示基準	凍豆腐品質表示基準		凍豆腐品質表示基準	
(趣旨)			(趣旨)	
第1条 凍り豆腐（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。	第1条 凍り豆腐（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。		第1条 凍豆腐（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。	
(定義)			(定義)	
第2条 この基準において、凍り豆腐とは、次に掲げるものをいう。	第2条 この基準において、凍り豆腐とは、次に掲げるものをいう。		第2条 この基準において、凍豆腐とは、次に掲げるものをいう。	
(1) 食品添加物以外の原材料として大豆（脱脂加工大豆及び粉末大豆を除く。以下同じ。）のみを原料とした豆腐を凍結し、熱成し、解凍し、膨軟加工し若しくはしないで、乾燥したものの	(1) 食品添加物以外の原材料として大豆（脱脂加工大豆及び粉末大豆を除く。以下同じ。）のみを原料とした豆腐を凍結し、熱成し、解凍し、膨軟加工し若しくはしないで、乾燥したものの		(1) 丸大豆を原料とした豆腐を凍結し、解凍し、及び乾燥したもの（膨軟加工したものを含む。）	
(2) (1)をさいの目、細切り又はその他の形状に切断したもの、粉末にしたもの及び割れたもの	(2) (1)をさいの目、細切り又はその他の形状に切断したもの、粉末にしたもの及び割れたもの		(2) (1)に調味料を添付したもの	
(3) (1)及び(2)に調味料を添付したもの	(3) (1)及び(2)に調味料を添付したもの			
(一括表示事項)			(一括表示事項)	
〔削る。〕			第3条 製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）が凍豆腐の容器又は包装に一括して表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、調理方法とする。	
(表示の方法)			(表示の方法)	
第3条 名称、原材料名及び内容量の表示に際しては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）は、次の各号に規定するところによらなければならない。	第3条 名称、原材料名及び内容量の表示に際しては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）は、次の各号に規定するところによらなければならない。		第4条 名称、原材料名及び内容量の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。	
(1) 名称	(1) 名称		(1) 名称	
〔略〕	〔略〕		加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。	
ア 「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」と記載すること。	ア 「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」と記載すること。		ア 「凍り豆腐」と記載すること。	
イ アに規定する名称の文字の次に、括弧を付して、その形状を「さいの目」、「粉末」等と、調味料を添付したものにあつては「調味料付き」と記載すること。ただし、容器又は包装を通して中身が見える場合にあつては形状の記載を省略することができる。	イ アに規定する名称の文字の次に、括弧を付して、その形状を「さいの目」、「粉末」等と、調味料を添付したものにあつては「調味料付き」と記載すること。ただし、容器又は包装を通して中身が見える場合にあつては形状の記載を省略することができる。		イ 「凍り豆腐」の文字の次に、括弧を付して、膨軟加工を行ったすし用のものにあつては「すし用」と、さいの目に切ったものにあつては「さいの目」と、割れたものにあつては「割れ」と、調味料を添付したものにあつては「調味料付き」と記載すること。	
(2) 原材料名	(2) 原材料名		(2) 原材料名	
〔略〕	〔略〕		加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のアからウまでの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれアからウまでで規定するところにより記載すること。	
ア 食品添加物以外の凍り豆腐の原材料は、「大豆」と記載すること。ただし、調味料を添付し	ア 食品添加物以外の凍り豆腐の原材料は、「大豆」と記載すること。ただし、調味料を添付し		ア 食品添加物以外の凍豆腐の原材料は、「丸大豆」と記載すること。ただし、調味料を添付し	

72

たものにあつては、「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」の文字の次に、括弧を付して「大豆」と記載すること

イ 〔略〕

ウ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い、凍り豆腐（調味料を添付したものにあつては、当該調味料を除く。）に添加したものにあつては当該凍り豆腐の原材料名の表示に併記して、添付してある調味料に添加したものにあつては当該添付してある調味料の原材料名の表示に併記して記載すること。

(3) 内容量

加工食品品質表示基準第4条第1項第3号の規定にかかわらず、次のアからウに規定するところにより記載すること。

ア 内容重量を、グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。

イ さいの目、細切り又はその他の形状に切断したもの、粉末にしたもの及び割れたもの以外のものであつて、内容重量が300g未満のものにあつては、アに規定する内容重量のほか、内容個数を記載すること。

ウ 調味料を添付したものにあつては、凍り豆腐（添付してある調味料を除く。）の内容重量及び内容個数（イに該当する場合に限る。）を、「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」の文字の次に括弧を付して記載するとともに、添付してある調味料の内容重量を、「添付調味料」の文字の次に括弧を付して記載すること。

2 〔削る。〕

（その他の表示事項及びその表示方法）

第4条 製造業者等は、加工食品品質表示基準第3条に規定する事項のほか、容器又は包装の見やすい箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305（1962）に規定する8ポイント（表示可能面積がおおむね150㎠以下のものにあつては、6ポイント）の活字以上の統一のとれた活字で、調理方法を表示しなければならない。

（表示禁止事項）

第5条 〔略〕

たものにあつては、「凍り豆腐」の文字の次に、括弧を付して「丸大豆」と記載すること。

イ 調味料を添付した場合における食品添加物以外の添付してある調味料の原材料は、「添付調味料」の文字の次に、括弧を付して原材料に占める重量の割合の多いものから順に「砂糖」、「食塩」、「みりん」、「かつおエキス」等と記載すること。

ウ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い、凍豆腐（調味料を添付したものにあつては、当該調味料を除く。）に添加したものにあつては当該凍豆腐の原材料名の表示に併記して、添付してある調味料に添加したものにあつては当該添付してある調味料の原材料名の表示に併記して記載すること。

(3) 内容量

加工食品品質表示基準第4条第1項第3号の規定にかかわらず、内容重量及び内容個数（さいの目に切つたもの及び割れたものを除く。）を記載し、かつ、内容重量は、グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。ただし、調味料を添付したものにあつては、次のア及びイに規定するところにより記載すること。

ア 凍豆腐（添付してある調味料を除く。）の内容重量及び内容個数は、「凍り豆腐」の文字の次に、括弧を付して記載すること。

イ 添付してある調味料の内容重量は、「添付調味料」の文字の次に括弧を付して記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるほか、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、調理方法、原産国名及び製造者の順に記載しなければならない。ただし、調理方法を一括して表示することが困難な場合は、調理方法の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

（表示禁止事項）

第5条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

(1) 人工的に凍結して製造したものについて天然、自然その他自然の寒気を利用して凍結したものと誤認させる用語

(2) 「純」、「純正」その他純粋であることを示す用語

(3) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語